

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

川崎町農業委員会

6月総会議事録

期 日 令和5年6月9日(金)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和5年6月9日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(7人)

1番 田所 義信		3番 中村 明
4番 松江 英幸		6番 山下 理江
		9番 原 健治
10番 原口 友博	11番 中島 隆	

3、欠席委員(6人)

2番 重藤 義光
5番 星野 宗広
7番 政時 修
8番 藤川 航
12番 西山 一郎
13番 大内田 峰夫

農地利用最適化推進委員(名)

4、本会事務局 事務局長 中村 竜輔 係長 三浦 竜治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●、 ●●番 ●●

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第2号 川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について

その他

事務局長 ただいまから令和5年6月の農業委員会総会を開催いたします。

会長 田所会長ご挨拶をお願いいたします。

会長 こんにちは。

今日は農繁期で非常に忙しいという中で人員が集まらず、約30分近く延長したことについては、非常に申し訳ございませんでした。そういうことで農繁期でございますけどもコロナについてはですねやっぱり十分注意をしていただきたいというふうに思います。またコロナについてはですね、もう2類から5類に落ちておりますが、まだ新規感染者も出ているようでございますので、十分注意していただきたいというふうに思っております。

事務局長 簡単ですが以上です。

事務局長 会長ありがとうございました。

議長 総会の成立につきましては、何とか定足数に達しましたので成立しております。また推進委員さん、6名皆様ご出席していただいております。

議長 それではこれより議事を行いたいと思います。

議長 議長は会則に従いまして会長をお願いいたします。

議長 議事に入ります。

議長 議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は議長において指名することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は、●●番●●委員、●●番●●委員をお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。

事務局長 議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明方をお願いいたします。

事務局長 係長 はい。

事務局長 議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。番号、1、譲受人、住所、川崎町大字田原●●番地●●●●号、氏名、●●、譲渡人、住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字、安真木、字、坂下、地番、●●番●●、登記地目、畑、地積、693㎡、申請理由、使用賃借、使用目的、一般住宅建築です。

議長 現地は上真崎公民館の近くにありまして、6月2日に●●委員と●●委員とで現地確認に行きました。2ページに地図、3ページに航空写真をつけていますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委員の補足説明をお願いいたします。

●●委員 議長。6月2日の日に事務局と、それから●●委員とで現地確認をいたしました。

議長 譲受人と譲渡人は、これ親子でございますので、議案の3ページ、ここは畑になっておりますけど、ここに息子さんの家を建て

たい。家と駐車場を建てたいということでありませう。
事務局が説明した通り、何も問題はございません。
ただいま事務局及び●●委員の補足説明が終わりました質疑のある方、挙手をお願いいたします。

●● 委員 はい。

事務局長 これ、（申請理由が）賃借で「譲受人」とか「譲渡人」とかになつとるんやけど、（表記が）おかしいんやないですか。

●● 委員 申請書の文言がこういうふうな規定になっておりますので、あえて「譲受人」「譲渡人」という記載になっております。

議 長 ちょっと（表記が）おかしい。

●● 委員 親子でも、いわゆる息子に貸すっていうような、普通はそういうこと（使用賃借）あんまりしないけどね。

●● 委員 相続とかね、そんなんやったらわかるけど、親子で有料賃借とかならね、そこはちょっと納得いかんかなあ。

議 長 ただ賃借にする場合はですね、税金対策の面があるんですよ。本人名義というか親から子に相続は税金、取得税やらかかるし。取得税は3千何百万以下はかからんやろ。それを遺産相続でやれば。

●● 委員 取得で上がるんで固定資産税がかかってくる。

議 長 それともう一つは、借入金の問題ですよ。賃借にしとったら、借入金のおきに、所得税とかそういうのが全部ないんで、これ過去にね、何回かあったんですよ。それでいわゆる親子であっても賃借契約結ぶと税金控除の関係で何かそういう形のものが何回かあった。ちょっと十分はつきり覚えんけど。

●● 委員 許可申請はいいんやけど、この審議会の中で、譲受とか譲渡とか目的が賃借でやっというて、そこはちょっとさ、どうなんかって話。

事務局長 相続でも売買でもないのに、譲受とか譲渡となっているのは、ちょっと表現がそぐわないということだと思うんですけども、あくまでも規定上の語句の表し方ですので、受ける方は「譲受人」渡す方は「譲渡人」の表記になります。

●● 委員 表記は分かるけど、使用賃借やき、賃借人と貸主とか借主とかいうふうにするならわかるけど。

議 長 申請するときの中がそうなつとるもんやきね。

●● 委員 はいわかりました。

議 長 他にないですか。

●● 委員 はい。これはですね、車が入りするところがありますか。

事務局長 2ページの「●●」と表記している家屋とその前の車庫との間の通路から入ってきて、奥まで行くというルートになります。

●● 委員 これ、家建てるんだったら申請する時に、道路幅とかあるんよね。それ（道路幅）が取れんやったら、道路としては入り口がない、入り口がないと確認申請がとれんたいね。

事務局係長 ここ（地図で説明、倉庫と家屋の間）が通路になっています。

●● 委員
事務局係長
議 長

道路幅4mあるかい。
確認してませんが、マイクロバスを停めています。
家を建てる時は建築確認申請で道路幅が4m以上いるとかある
ね。ここがどういう形で申請するか分かんけど、(設計)図面
上では侵入道路があるわけやろ。航空写真で見ると道路があるち
分かんけど、●●委員の説明では、通路があったりマイクロバ
スが停まったりしとる。
いいですかね、他にないですか。

(質疑なし)

それではお諮りします、議案第1号について承認する方の挙手
をお願いします。

(賛成多数)

はいありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第1号農地法第5条第1項の規定によ
る許可申請については、原案通り承認とし、県へと進達いたしま
す。

続きまして議案第2号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分
変更に係る意見について、事務局説明方をお願いします。

事務局係長

はい。

議案第2号、川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係
る意見について。

番号、1、申請者、住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●
●、計画変更の区分、除外、土地の所在、大字、安真木、字、大
谷、地番、●●番地●●、地目、畑、地積、174㎡、他一筆、
合計、2筆の440㎡です。用途区分、変更前が農用地、青地で
す、変更後は、農用地外、白地、土地利用の規制、農振法で、変
更理由は、内木城公民館の駐車場です。

土地の改良事業との関係はあります。

現地は内木城公民館のすぐ横で、6月2日に●●委員と●●委
員とで現地確認を行ってきました。

5ページに位置図、6ページに航空写真をつけてますので、よろ
しくお願いします。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、
補足説明をお願いいたします。

●● 委員

はい。

同じく6月2日の日に、●●委員と事務局と現地調査をいたし
ました。

場所は内木城集会所の道路端です。

議案書の5ページのピンクの塗っているところを、集会所敷地
が狭いため、駐車場にするとということでございます。

●●さんの土地のようですけど、もう何年をも農地として使って
いないような状況であります。以上です。

議 長

事務局及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方、
挙手をお願いします。

●● 委員

はい。

フジの木は立派かな、あんまり見たことないけど。

●● 委員
議 長

たいしたことはない。

よろしいですか、他に。

●● 委員

はい。

これは農振地域を変えるっていうことですね。

農振協議会ではなく、そうしますと、これは農業委員会でこれ（協議）するんですかね。

事務局長

おっしゃる通り、農振地域農用地区域の除外は、農振協議会で諮ることになっておりまして、それ諮るための農業委員会からの意見でございます。

議 長

いいですか。

他はいいですか。

●● 委員

拡幅工事で上がるとるんやけど、ここは橋のところがあったんじゃないかな。橋の部分は変わるの。

事務局長

橋の部分は扱いません。

議 長

いいですか。

お諮りします。議案 2 号について承認する方は、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成多数）

賛成多数ですので、議案第 2 号、農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見については、やむを得ないという意見を提出いたします。

事務局係長

あと事務局その他何かありますか。

はい。事務局からです。

農業委員さんのもので、報酬の件なんですけれども、通常 4 月から 6 月、また 7 月から 9 月という感じで、3 ヶ月おきに委員報酬をお支払いしていましたが、7 月の 19 日で委員の任期を迎える方がいますので、7 月分までで計算させていただきたいと思っております。

4 月から 7 月までの報酬についてはですね、所得税と新聞代だけを引いた金額を役場から振り込みさせていただきます。

費用弁償というか交通費についてもですね、役場から振り込みます。

それから、今まで積み立てた分に関しては、準備でき次第、現金にてお支払いしたいと考えてますので、よろしく申し上げます。

議 長

よろしいですか。

（事務局から）他に。

事務局長

次よろしいですか。

あと 2 点ほど事務局からございます。

別で資料お配りしておりますが、まずは赤いカラーの印刷の資料の、まず A4 横の方をご覧ください。

これは何かといいますと、地域計画というのを町が法律が変わって、作らなくてはいけなくなって、農業委員会としては、これま

では令和6年度中に一筆調査、アンケート調査ですね、の協力していただくということになっておりました。という説明をさせていただいておりました。

ところが、国から説明会等がありまして、一番最近は6月6日に担当者説明会がございました。

その中で聞くところによると、この地域計画というものの完成が令和6年度いっぱいということでありまして、そのための一筆調査、これは今年、令和5年内で終わらせてくださいと。

そうしないと間に合いません、という説明がございました。

それで急遽ですね、これまで旧計画で、(資料の)上に乗せている通り、8月以降の分は(令和)7年の1月までで調査するというふうにしておりましたが、この残りの分は、下の表の8月から12月、ここでしなくてはいけないということになりました。

8月といいますと、ほとんどの方は残っていただけなんですけれども、任期満了で、一応7月20日から新しい体制になりますので、詳しい説明等は、また後日新しい委員さんも踏まえたところでさせていただきます。

もう一つですね、(資料の)広い方をご覧ください。

この広い方の左側の旧の表が、これまで説明をさせていただいたスケジュールと地区割り等でございます。

それでこの新しい方で、赤字で書いておりますが、(令和)5年の8月1日から12月いっぱいまでで、この地区を回らないといけないということで、新しい委員さんの案ということで割り振りをさせていただいております。

この辺も案ですので、また新しい体制がになってから、また協議させていただきたいと思っております。

(これまでの)説明が間違っておりまして、申し訳ございませんが、一筆調査を早くしないといけなくなったというご案内でございます。

議 長

当初計画は令和6年度までで行うという計画でしたが、急遽といえますか、解釈の違いもあったかと思っておりますが、一筆調査を令和5年中にやらなきゃならないということで、今年の12月までに一筆調査をすべて終わらなければならないということでございます。

そういう中で、来月7月で現体制の農業委員の方が改選を迎えるということで、7月20日から新体制が始まります。

新体制が決まった中で一筆調査の日程を組み込んでいくと、いうことを今事務局の方から説明があった通りです。

そういうことでございますので、また詳しく押し詰めた説明については、7月の新体制の農業委員会の中で進めていきたいというふうに思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

いいですか。(事務局)他に。

事務局長

はい。

それではですね、これはお知らせということで、農林振興課からのお知らせです。

このA4縦1枚ものの資料をご覧ください。

ため池の防災対策事業といたしまして劣化状況評価、耐震調査をずっと行ってありますが、今年度は三つの池、割符、成谷、野呂ヶ池の耐震調査を行います。

この費用につきましては、今6月議会中でございますが、6月補正予算に計上しております。

補正予算が議決された後に、発注となり、正式に決まりましたら、該当する地区の区長さんなり、あと農業委員さんにはまたお願いご協力等をお知らせしたいと思っておりますので、今年度はこの三つの池（の耐震調査）があるというお知らせでございます。よろしくお願いたします。

議 長

ため池の耐震調査の件、いいですかね。

●● 委員
議 長

●●さん、野呂ヶ池は米田地区が使ってるかわかりますか。

はい、米田地区で使っています。

米田地区で使ってるね。

はい、他ありませんか。

（質疑なし）

ないようですので、以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。

次回の総会は7月の10日、1時30分から開催いたします。時間を間違えないようお願いいたします。

以上をもちまして、川崎町農業委員会6月総会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

閉会 20時00分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員 _____.

●●番委員 _____.

議 長 _____.